

# 東海の古代

## 第239号 2020年7月

会長 : 竹内 強  
 編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp  
 HP : http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm

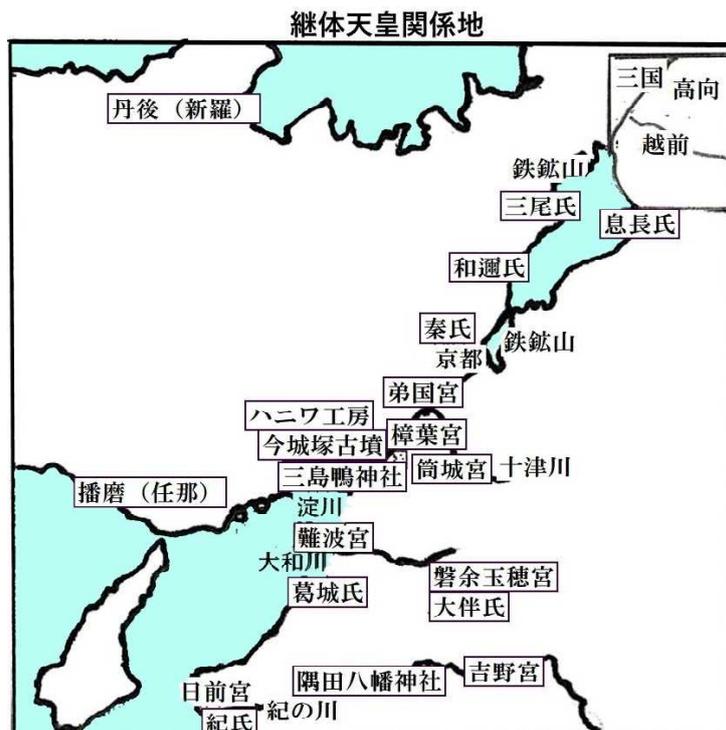
### 継体天皇と海人族

一宮市 畑田寿一

506年に武烈天皇が崩御すると天皇家に後継ぎが居なくなりました。

そこで大伴金持を始めとする中央の豪族は合議の結果、越前国に居た男大迹王に白羽の矢を立て即位の説得を行ったが、本人は簡単には説得に応じなかった。河内馬飼首荒籬が密使を立てて即位の本意を説明した結果、507年について河内国樟葉宮くすばのみやで即位したが、ヤマト政権の中の反対勢力に阻まれて19年後（526年）にやっとヤマト内部に宮を構えることができた。

以上が『日本書紀』が伝える即位の経緯であるが、これに対して古来から幾多の先人が論考を加えてきた。しかし、これらの論考はヤマト朝廷一国の政治体制に立脚しており、「①九州王朝の存在を認める。②雄略天皇代では日本全土は掌握できていなかった。③即位の動機の源は海洋交易にある。」とした場合、少し様子が変わると思われる。



## 1 継体天皇の出自

### (1) 父母の故郷

鎌倉時代に成立した『釈日本紀』の中に記載されている「上宮紀」に拠ると、次の表のようになる。

父親	彦主人王	近江国高島郷三尾出身、応神天皇4世の孫
母親	振媛	越前国三国出身、垂仁天皇7世の孫

以上の結果、継体天皇は応神天皇5世の孫とされているが、父系では「凡牟都和希王」を「ホムタワケ」と読んで応神天皇としている。しかし、同じ文章の中では「都」を「つ」と読ませている箇所もあり、仮に「つ」とすると垂仁天皇の子の口がきけない「ホムツワケ」になり、垂仁天皇9世孫になってしまう。

母系では振媛が越前出身であることが古来から疑問視されてきたが、近年の研究では横山古墳群（6C前半）の発掘結果から越前福井出身が有力視されるようになった。更に、継体天皇を福井平野の開拓の祖とする伝承もある。九頭竜川など3大河川を治めて肥沃の土地とした。足羽山の鎮座する足羽神社は開拓の礎とされているが、史実的にどこまでが事実であるか不明である。

いずれにしても中央を離れて100年以上経過しており全く新しい勢力であった。

### (2) 皇后、妃

『日本書紀』では次の9名の皇后や妃が居たとしている。いずれも継体天皇の政治・経済基盤に関係している。

皇后、妃	出身	子
手白香皇女	仁賢天皇の皇女	欽明天皇
日子媛	尾張連草香の女	安閑天皇、宣化天皇
稚子媛	三尾角折君の妹	太郎皇子、出雲皇女
広媛	坂田大跨王の女	神前皇女、茨田皇女、馬來田皇女
麻績娘子	息長真手王の女	荳角皇女
関媛	茨田連小望の女	茨田大娘皇女、白坂活日姫皇女、小野雅娘皇女
倭媛	三尾君堅槓の女	太郎子皇女、梔子皇子、耳皇子、赤姫皇女
和珥萋媛	和珥臣河内の女	稚綾姫皇女、円娘皇女、厚皇子
広媛	根王の女	菟皇子、中皇子

『古事記』ではこの内の7名が古い順に記載されており、勢力の拡大の様子が伺われる。

- ① 稚子媛 出身母体である三尾氏出身で、最初の子の「太郎皇子」をも設けている。
- ② 日子媛 尾張氏との関係を示しており、手白香皇女を皇后にするまでは皇后であった。後述する尾張氏との関係を見ると史誌による起載は少ないが擁立に深く関わったと思われる。
- ③ 麻績娘子 息長氏との関わりを示す。
- ④ 広媛 琵琶湖の東側の坂田郷出身。同じ名前が2名いるが詳細は不明。
- ⑤ 倭媛 ①と同じ三尾氏出身であるが出身地が違う。この辺りで近江全体を勢力に納めた。
- ⑥ 和珥萋媛 中央政権に関係する氏族であり、琵琶湖西岸に支配地を持っていた。
- ⑦ 関媛 『古事記』には登場しないが淀川沿岸の地の出身。

## 2 地方の豪族との関係

### (1) 近江地方の豪族との関係

6世紀に入ると日本海沿岸では勢力の中心が丹後半島から若狭・敦賀に移った。その中心は近江の勢力で、三尾氏は琵琶湖東岸から西岸に移り和珥氏と結びつき、息長氏は琵琶湖の東南岸に移動した。更に朝鮮半島との交易ルートが日本海から瀬戸内海に遷るにつれて、これらの一族は南下し、継体天皇もそれに伴ったと考えられる。

### (2) 尾張氏との関係

尾張氏と関係を示す事例として尾張型埴輪がある。尾張型埴輪はロクロを使って作られるのが特徴であり、穴窯で焼かれた須恵器であった。

制作の始まりは多治見の猿投窯とされており、規格が統一されていることから専門集団の存在が窺われる。近畿では高槻市の埴輪工房が有名であるが、尾張式土器も出土していることから、尾張の職人が制作指導に出かけた形跡がある。

この埴輪は継体天皇に関係が深い地域で出土しており、継体天皇の支持基盤を探る上で注目に値する。



尾張氏との関係は妃の目子媛（尾張連草香の娘）を忘れてはならない。春日井市にある味美二子山古墳を媛の墓、名古屋市断夫山古墳を尾張連草香の墓とする説が有力であるが、尾張は当時海洋交易の拠点であり、濃尾平野からの収穫物などから強力な経済力を誇っていた。三種の神器の1つである草薙剣が移祀される程、ヤマト王権とは深い仲にあり、継体天皇もこの経済力を己の基盤としたと考えられる。



継体天皇の生年時期と没年後に続く欽明天皇の即位までの期間は、明治以降論議が続けられており決着を見ていない。『日本書紀』の記述に基づき各天皇の生存期間や即位時期を図にしてみると次の不審点が浮かび上がる。

- ① 即位時期が異常に後年であり、いずれの関係者も長生きである。
- ② 継体天皇の崩御時点で正規の系統である欽明天皇を立てずに尾張連の日子媛の子である安閑、宣化天皇を世継ぎとしている。

この理由として挙げられるのは、継体天皇の生年を『日本書紀』では450年とするのに対して『古事記』では485年としている点にある。『日本書紀』は神武天皇の即位を紀元前660年としたため、各所で期間の水増しが発生しているが、最後の35年分の調整を行った可能性がある。

仮に『古事記』の生年が正しいとすると、以下のような仮説が推立して従来からの疑問が解決するが、新たな疑問が生じる。

- ① 安閑、宣化の生年が繰下り、即位時の年齢にも違和感が無くなる。
- ② 『古事記』の雄略天皇没（489年）からその後の天皇在任期間を加算すると、武烈天皇没は521年頃になる。継体天皇の即位は武烈天皇没（521年）から磐余宮移転（526年）の間に行われ、欽明天皇もその後生まれた。
- ③ 前述の『日本書紀』での磐余宮移転の記述に続き、「一本云、七年也」の記述があるが、即位を520年としており、武烈天皇没を521年頃とする説に合う。
- ④ その結果、継体天皇崩御時には欽明天皇は幼く、中継ぎとして安閑、宣化天皇が即位した。
- ⑤ しかし、隅田八幡宮鏡、福井平野開拓説の信憑性が薄れて見直しが必要になり、継体天皇期に行われたとする四県割譲などの任那関連の事柄は誰が主導者か疑問が生じる。

## 7 まとめ

前述のごとく、継体天皇は南下する以前は越前国に君臨して福井平野の開拓に貢献したとされているが、それならば、なぜ最初の皇后を尾張出身としたか疑問が残る。尾張と越前とは九頭竜川を遡り長良川を下るルートがメインとなるが、当時ルートは開けてはいたが往来は盛んでは無かった。幼年は別として早い時期に琵琶湖の西岸の三尾に移ったと考えられる。

陵墓がある高槻市周辺は淀川沿いの高台で弥生集落が存在し、以後、断続的に発展を繰り返してきた。この理由の1つに海洋交易ルートの変化がある。4世紀後半は日本海ルートが主体であったが、瀬戸内海ルートの開発が進むにつれて河内地方の重要性が増した。しかし、淀川周辺は湿地帯であり、洪水の心配が無い高台は北西の地域に限られていた。継体天皇を戴く近江地方とは淀川で繋っており、大山祇神社と関係があるとされる三島氏と友好関係を築いていたと考えられる。以上の結果、この地が第2の安住の地として選ばれて陵墓が建設された。

近江地方の製鉄は北部では6世紀には始まっており、息長氏、三君氏など、今回の論考の中で登場する豪族はいずれも開発に深く関係してきた。詳細については拙論「近江地方の製鉄と東海」（『東海の古代』211号）を参照いただくとして、これらの豪族が海運に拠る財力の蓄積と共に、製鉄による利益も中央に進出する財源の基になった。

『古事記』の生年年代による仮説が成立するとすれば、**継体天皇はヤマトの既存勢力の推挙で誕生したのではなく、近江地方の勢力の中央進出に伴い誕生した。**

雄略天皇以降、武烈天皇までの時代については『古事記』に在任期間すら記載できない程、混迷を極めており、その中で継体天皇は着実に勢力を増してきたと思われる。没後の混乱は『日本書紀』の年代の水増しと『日本書紀』編者の潤色の結果であり、手白香皇女を通じて前の世代と繋がっている。しかし、この状態が男系萬世一系と言えるか否かについては論議の余地があろう。

# 的<sup>いくは</sup>氏の出身地について

東海市 大島秀雄

## 1. はじめに

的<sup>いくは</sup>氏については、「的<sup>いくは</sup>氏の地位と系譜」(『日本古代の氏族と天皇』直木孝次郎著、塙書房、1964年に所収)に詳しい考察がされており、その出身地としては、的<sup>いくは</sup>氏の本来の故郷が山背か河内かは不明だが、その祖先伝承を形成した6世紀において、河内・和泉を重要な基盤として栄えた氏族であるとされている。

これは一つの有力な意見ではあるが、本稿では別の見解を提示してみたいと思う。

## 2. 「的<sup>いくは</sup>氏の地位と系譜」の概要

前掲書の概要は次のとおりです。

- (1) 平城宮の宮城十二門の内、的門は的<sup>いくは</sup>氏の名を門号としており、的<sup>いくは</sup>氏は軍事的氏族である。
- (2) 『古事記』孝元天皇の段で建内宿禰から出たとする二十七氏の内、二十五氏が臣姓で、その内の十九氏の氏名が地名から出た可能性が高く、地名との関係が確認できない的、波美、佐和良、阿芸那の四氏も地名から出たと考えるのが妥当であろう。
- (3) 的<sup>いくは</sup>氏は襲津彦出身の地と信じられていた葛城地方と関係の深い地域に栄えた豪族であり、朝鮮支配という職務の類似から襲津彦を祖と称するようになったのではないかと考える。

## 3. 的<sup>いくは</sup>氏に関連する日本書紀の概略内容

的<sup>いくは</sup>氏に関連する『日本書紀』の概略は次のとおりです。

的 <sup>いくは</sup> 邑 -福岡県うきは市-	景行天皇遠征地(景行18年条)
的 <sup>いくは</sup> 戸田宿禰	加羅に遣わされ、襲津彦らと共に帰還(応神16年条)
盾人宿禰(的 <sup>いくは</sup> 臣の先祖)	朝廷でただ一人、鉄の的 <sup>いくは</sup> を射通す(仁徳12年条)
的 <sup>いくは</sup> 戸田宿禰	上記を褒めて、盾人宿禰が的 <sup>いくは</sup> 戸田宿禰を賜る(同上)
砥田宿禰(的 <sup>いくは</sup> 臣の先祖)	新羅に遣わされ、朝貢せぬことを詰問(仁徳17年条)
口持臣(的 <sup>いくは</sup> 臣の先祖)	皇后を呼びに出掛けた(仁徳30年条)
国依媛(口持臣の妹)	皇后に仕える(同上)
的 <sup>いくは</sup> 臣鹿嶋	罪を犯し投獄される(仁賢4年条)
的 <sup>いくは</sup> 臣	安羅に駐在する(欽明5年条)
的 <sup>いくは</sup> 臣	任那に駐在し、百濟を助けるが死去する(欽明14年条)
的 <sup>いくは</sup> 臣真嚙	穴穂部皇子らの殺害を命じられた(崇峻2年条)

## 4. 景行18年条の的<sup>いくは</sup>邑と装飾古墳

『日本書紀』の景行十八年条には、景行天皇が熊襲征伐の帰りに的<sup>いくは</sup>邑に着いて食事をした時、食膳掛が盞(うき、さかずき)を忘れたので、当時はその地方を浮羽といい、今、的<sup>いくは</sup>というのはなまったものであり、昔の筑紫の人々は盞を浮羽といったという的<sup>いくは</sup>邑の地名の由来を載せています。

この話の出所は的<sup>いくは</sup>氏ではないかと考えられ、景行天皇が熊襲征伐に参加したのは史実ではないにせよ、書紀の編者が的<sup>いくは</sup>氏の主張する邑名の由来を採用した結果ではないかと思わ



## 筑紫君薩夜麻≠九州王朝の天子

名古屋市 石田泉城

2020年3月に発刊の古田史学論集第二十三集（※1）の中に、正木裕著の『旧唐書』と『日本書紀』があります。副題には『封禪の儀に参列した「筑紫君薩野馬」』とあります。

※1 古代に真実を求めて『古事記』『日本書紀』千三百年の孤独 -消えた古代王朝- 古田史学の会(編)、明石書店、2020年3月

この記述の中で気になった論理が使われていますので、一言触れます。

正木裕氏（古田史学の会事務局長）の基本的な考えは、次の記述で示されています。

**「倭国（九州王朝）の天子」薩夜麻は六六七年末に帰国するまで政務を執ることができない状況にあった。**（184頁）

**しかし、薩夜麻は「唐の官僚たる都督」として帰国した。**（184頁）

つまり、倭国（九州王朝）の天子（王者）である薩夜麻は唐に捉えられ、唐の官僚である都督になって帰国したという考えです。

これを踏まえて、正木氏は、次の記述に注目されます。『旧唐書』劉仁軌の条には、麟徳二年（665年）に執り行われた唐の高宗の封禪の儀について記されています。

**麟徳二年、封泰山、仁軌領新羅及百濟、耽羅、倭四國酋長赴會、高宗甚悦、擢拜大司憲。**

**麟徳二年（665年）、泰山に封ず。仁軌、新羅及び百濟・耽羅・倭四國の酋長を領して赴會す。高宗、甚だ悦び、大司憲に擢拜（抜擢）す。**

唐の高宗の封禪の儀に、新羅、百濟、耽羅、倭の酋長を参列させたので、高宗が喜び劉仁軌に大司憲（テサホン、長官職）を与えたという記事です。封禪とは、泰山を築いて天に王の即位を知らせることで天下泰平を感謝する儀式です。

さて、ここで、酋長をどう捉えるかです。

正木氏は次のように捉えます。

**「酋長」とあるが、百濟王子らも捕虜となっているから、「酋長」とは「王あるいは太子等の人物」を指すことは疑えない。**（180頁）

果たして、正木氏の言うとおりの「酋長」とは「**王あるいは太子等の人物**」を指すのでしょうか。「百濟王子」を根拠とするなら「**王子等の人物**」という主張でなければならないと思います。

「**王あるいは太子等の人物**」と「王」や「太子」にまで解釈を飛躍させてもいいものなのでしょうか。こういう場合には勝手に解釈するのではなく、先師である古田武彦が提唱した学問の方法に従うべきです。古田の手法は、この記事がある『旧唐書』の記事から全事例を調べて判断する方法です。その手法は、事実確認をするのに普遍的なルールであり適切な手順であると私は考えます。

さて、中華書局版『旧唐書』で「酋長」を調べると、その使用が64例あります。この中で「酋長」がどういう場合に使用されているのかを確認します。

「諸蕃酋長」「諸酋長」「諸部酋長」「酋長等」とあって複数の酋長をあらわすもの、「大襲長」とあって明らかに「酋長」ではないもの、「酋長。」「酋長、」などとあり人名を伴わないものなど、あわせて計48例を除いた16例を次に掲げて、ひとつずつ確認します。結論から言えば、この16例はすべて「酋長」が王ではないことを示しています。

### 1 (武徳九年) 又遣南越曾長馮智戴詠詩 (中華書局版『旧唐書』18頁)

武徳五年(622年)、馮盎(フウオウ)は唐の配下になり、唐の高祖は、馮盎の領地に春州など八州を置いて、馮盎を上柱国・高羅総管に任じました。そして、その馮盎の子の馮智戴(フウチタイ)を春州刺史(春州の管吏)に任命します。

貞観初年(627年)、馮盎は、反乱の疑いをかけられたために、馮智戴を長安に人質として差し出しました。そうした上下関係の中で、この記事では、武徳九年(627年)に唐の高祖に命じられて馮智戴は詩を詠むのです。

要するに、馮智戴は、馮盎の長子であって王ではありません。馮智戴は王子です。

### 2 立其曾長李過折為契丹王。(202頁)

遊牧集団の李過折(リコウチュウ)を契丹王と為すという意味です。つまり契丹王になる以前の李過折を曾長と呼んでいます。したがって曾長は王ではありません。

### 3 突騎施曾長莫賀達干率眾内屬。(213頁)

莫賀達干(バガタルカン)は官名で、突騎施(テュルギシュ)にはいくつかの部族があって、そのうちの一つの部族の首領の意味です。いずれにしても王の位ではありません。

### 4 高麗朝鮮王, 百濟帶方王, 十姓摩阿史那興昔可汗, 三十姓左右賢王, 日南、西竺、鑿齒、雕題、牂柯、烏滸之曾長, 咸在位。(900頁)

王については、「高麗朝鮮王」「百濟帶方王」などと記され、「王」又は「可汗」ときちんと記されています。続いて、日南、西竺、鑿齒、雕題、牂柯、烏滸はそれぞれ地名で、それらの首領を曾長と呼んでいます。したがって、曾長は王ではありません。

### 5 突厥默啜為九姓所殺, 其下曾長多款塞投降, 置之河曲之内。(2986頁)

九姓とは、鉄勒(テュルク)で、6世紀から7世紀にかけて中央ユーラシア北部に分布した突厥(トッケツ)以外のテュルク系遊牧民で、康国、安国、曹国、石国、米国、何国、火尋国、戊地国、史国の9の国からなっています。

突厥はその九姓の王を殺したため、それらの配下にあった曾長多款塞は投降します。つまり曾長多款塞はそれらの国に仕える者であって王ではありません。

その後、鉄勒の中から回鶻が台頭しました。回鶻は、現在、中国により弾圧を受けている、あのウイグルです。

### 6 其曾長咸諫曰(3289頁)

咸諫(シンチェン)は、「諸將咸諫」「諸將咸諫」とあり、武将であって王の配下にありますので、王ではありません。

### 7 貞元十九年, 韋臯始通西南蠻夷, 曾長異牟尋貢琛請使(4830頁)

異牟尋(イーモウシン、在位: 779~808年)は、南詔国の王でした。南詔国は、唐の時代に雲南省にあったチベット・ビルマ系の国家で、779年に吐蕃・南詔連合軍は唐に敗れたため、南詔は吐蕃から引き離され、793年に南詔王・異牟尋は唐の配下になっています。

この記事は貞元十九年、すなわち803年のことで、南詔王であった異牟尋はすでに唐の配下にあつて王の位にはない位置づけとされて曾長と呼ばれているのです。

### 8 (萬歳通天元年) 時西蕃曾長阿史那斛瑟羅家有細婢, 善歌舞, 俊臣因令其黨羅告斛瑟羅反, 將圖其婢。(4840頁)

阿史那斛瑟羅(アシナフツラ、在位: 686~690年)は、西蕃の君主でした。

武周の天授元年(690年)に、阿史那斛瑟羅は武則天から左衛大將軍に命じられており、主君の武則天に使える竭忠事主可汗(忠義を尽くして主君に仕える可汗)になっています。

したがって、萬歳通天元年(696年)のときには阿史那斛瑟羅は、すでに西蕃の君主ではないため、曾長と呼ばれています。

9 貞觀二十三年，遣右驍衛郎將高侃潛引迴紇、僕骨等兵眾襲擊之。其酋長歌邏祿泥孰闕俟利發及拔塞匍處木昆莫賀咄俟斤等率部落背車鼻，相繼來降。 (5165頁)

貞觀二十三年（649年）、太宗は右驍衛郎將の高侃（コウカン）に命じて、迴紇（ウイグル）部、僕骨（ボクトウ）部などの兵を招き寄せて車鼻可汗（シャビカガン）を襲撃させます。可汗は君主です。その酋長である歌邏祿（カルルク）部の泥孰闕俟利發（デイシュク・キョル・イルテベル：部族長）や拔塞匍部、処木昆部の莫賀咄俟斤（バガテュル・イルキン：部族長）らは、部落を率いて車鼻可汗に背き、相次いで唐に投降してきました。つまり、車鼻可汗（シャビカガン）が君主であり、酋長はその君主の配下の部族長です。

10 天寶初，其酋長葉護頡利吐發遣使入朝，封奉義王。 (5198頁)

突厥の酋長、葉護頡利吐發の葉護とは大臣のことであって、可汗ではありませんので、この酋長は王ではありません。天寶初年（742年）に唐から義王に任命されています。

11 黑衣大食酋長閣之等六人並朝見 (5200頁)

黑衣大食は、阿拔斯（アッバース）王朝と呼ばれるアラブ帝国であり、その王は阿拔斯で、酋長の閣之（カクシ）等6人は王の配下にあり、酋長は王ではありません。

12 頓莫賀自立號為合骨咄祿毗伽可汗，使其酋長建達干隨文秀來朝。 (5208頁)

ウイグルの酋長の建達干（ケンタルカン）は、合骨咄祿毗伽可汗（アルプ・クトゥルグ・ビルゲ・カガン）である王の使いですから王ではありません。

13 及吐谷渾舉國內屬，黑党項酋長號敦善王因貢方物。 (5292頁)

黒党項（タングート、チベット系民族）の酋長は、吐谷渾舉國の内屬ですから、敦善王と号するものの属国として服従していますので、この酋長は、王ではありません。

14 一云隋開皇中，大食族中有孤列種代為酋長 (5316頁)

大食族中有孤列種は、古萊須（キュリッシュ）部落で、この酋長は王ではありません。

15 貞觀二十二年，酋長可度者率其所部內屬， (5354頁)

可度者は、突厥に属した奚の酋長で部隊を連れて投降しており王ではありません。

16 奚酋長李詩瓊高等以其部落五千帳來降。 (5356頁)

奚は、突厥に属した遊牧民族であり、その酋長は王とは呼べません。

以上、『旧唐書』から、長々と「酋長」の例について確認してきましたが、「酋長」は国王ではなく、王子若しくは国の中の部族長を指します。一部に王になる前の者に付されたり、かつて君主ではあったものの主君に仕える身分になった者を指して使われています。

ですから、麟徳二年（665年）の記事については、唐の高宗の前に劉仁軌が列席させている、新羅、百濟、耽羅、倭の四国の酋長は、王子若しくは部族長クラスの者と考えることが妥当です。

正木氏は、その「酋長」とは「**王あるいは太子等の人物**」を指すことは疑えないとされますが、『旧唐書』の全事例を調べた結果から、「酋長」に王は含まれず、「王子等の人物」です。正木氏も述べられているように、百濟の酋長は、百濟の王子、扶余忠勝であって、酋長とは、それと同程度の者なのです。

「酋長」は決して一国の王者ではありません。

次に、正木氏は「酋長」が「王あるいは太子等の人物」との誤る基準に立って、「倭国酋長」と考えられる人物は、天智天皇三年（663年）の次の記事に登場する4人の中で「筑紫君薩夜麻」のみとします。

洎天命開別天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒、四人、思欲

奏聞唐人所計、縁無衣糧、憂不能達。

天智天皇の三年に及びて、土師連富杼（はじのむらじほど）・氷連老（ひのむらじおゆ）  
・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒（ゆげのむらじがんほうのこ）の四人が、唐人の計る所を  
奏聞と思欲すとも、衣糧無きに縁りて、達せずを憂う。

その理由として、正木氏は、次のように記します。

この中で特異な名を持つのは「筑紫君薩夜麻」だ。筑紫・豊・肥を支配していた磐井も  
「筑紫君」と呼ばれ、その子葛子も「筑紫君」と呼ばれていた。また、『隋書』に「阿蘇  
山有り」と記された倭（倭）国の王「阿每多利思北孤（あまのたりしほこ）」も「きみ」  
と称していた。

◆『隋書』開皇二十年、倭王、姓は阿每、字は多利思北孤、阿輩雞彌と号す。使を遣し  
て闕に詣る。

つまり、「筑紫君」とは「九州を本拠とする列島の代表者」たる倭国（九州王朝）の天  
子（王）の称号に相応しいのだ。（181頁）

ここには重大な誤りがあります。阿每多利思北孤は、「日出處天子」と自称し、唐の煬  
帝を「日没處天子」と呼んでいますから、確かに多利思北孤は、唐のトップと対等の地位  
にある倭國（九州王朝）の天子（王者）です。自ら「天子」と呼んでいます。

しかし、多利思北孤は正木氏が述べられたような「きみ」ではありません。

『隋書』の該当部分には正木氏も示されているように次のとおり記されています。

倭王姓阿每字多利思北孤號阿輩雞彌

倭王の姓は、阿每、字は多利思北孤、阿輩雞彌と号す

つまり、多利思北孤は「きみ」ではなく「阿輩雞彌」と号しています。明らかに「きみ」  
ではありません。「阿輩雞彌」は「あはきみ」であり、これはすなわち「おおきみ」のこ  
とではないかと考えられます。「きみ」ではなく「おおきみ」です。

ちなみに、『隋書』では、多利思北孤の妻、つまり王者の妻を「雞彌」としています。

王者の妻の位が「きみ」なのです。決して王者は「きみ」の位ではありません。

したがって、正木氏が『倭（倭）国の王「阿每多利思北孤（あまのたりしほこ）」も「き  
み」と称していた。』と述べられるのは、読む者に誤解を抱かせる表現で適切ではありません。

「多利思北孤」が「おおきみ」、その妻が「きみ」であれば、「おおきみ」と「きみ」で  
は決定的に違いますから、「きみ」と称する「筑紫君」は、倭（倭）のトップである王者  
ではありえないのです。このように正木説には2つの誤りがあります。

正しくは、「①曾長は王者ではない。②筑紫君薩夜麻は王者ではない。」のです。

ついでに、もう一つ、気になる記述がありますので示します。

正木氏は、唐が、百濟、高句麗、新羅においては、臣従した王を「中国の官吏」である  
「都督」として帰国させて国を治めさせたとします。それぞれ『旧唐書』の記事にありま  
すので、これは歴史事実と考えてよいでしょう。

その上で、次のように記されます。

このような例から薩夜麻も「都督」として倭国に返されたと推測される。（182頁）

私は、この記述を疑問に思います。

確かに『日本書紀』天智六年十一月の記事には「筑紫都督府」が記されています。

しかし、この記事は薩夜麻を都督に任命したという記事ではありません。百済の鎮將の劉仁願が大山下境部連石積等を「筑紫都督府」に送るという記事です。

**(天智六年)十一月丁巳朔乙丑、百濟鎮將劉仁願、遣熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。**

『日本書紀』には「筑紫都督府」が記されているのは、この箇所のみです。

また、『旧唐書』には、百済・高句麗・新羅については、それぞれ都督に任命する記事があります。これに対して、倭(倭)の都督を任命した記事はありません。

「都督」は百済に6回、高句麗に8回、新羅に7回、出てきます。『旧唐書』全体では、1500回も出現するのに対して、倭(倭)については0回、一度も触れられていません。

とすれば、論理の平等性からして、唐は倭の都督を任命しなかったとすべきでしょう。『旧唐書』も『日本書紀』も、薩夜麻は、倭王とも都督とも記されていないので正木氏の推測があたる可能性は、限りなく低いでしょう。

最後に、古田先生は、薩夜麻についてどのように考えられていたかですが、古田説では、「倭国酋長は薩夜麻」(『古田武彦の古代史百問百答』175頁、『古田武彦と百問百答』136頁)で薩夜麻は九州王朝の摂政とされ、倭國の天子は斉明とされます。薩夜麻が倭國の王者ではなく摂政であるならば、私の考えと同等です。その上で「倭国酋長は摂政の薩夜馬」とする古田説ならば、よく理解できます。

なぜなら、薩夜麻は、「百済を救う役」の661年から天智天皇10年(671年)まで唐に居たと考えられますので、摂政の薩夜麻は、高宗の封禪の儀が行われた麟徳二年(665年)に唐にいて、倭の酋長として参列した可能性が高いのです。

## 前回の例会の内容

### ■ 34年遼上説の功罪

**名古屋市 石田泉城**  
34年遼上説は安易な推測を戒め、あらためて古田武彦の学問の方法の大切さを認識させた。

### ■ 「正和四年卯月五日」について (3)

**瀬戸市 林 伸禧**  
鶴峯の見解は未証明仮説ではなく正和を九州年号の1つとして位置づけている。

### ■ 伊勢志摩神島と海洋交易

**一宮市 畑田寿一**  
神島は伊勢湾における西方への交易ルートを中心点で海人族による祭祀が行われていた。

### ■ 疫病封じと津島神社

**一宮市 畑田寿一**  
津島天王社は、スサノオ命を祀る神社が牛頭天王信仰と結びつき切実な問題であった疫病封じのために発展した。  
伊勢に近い場所の利と海運の利便さにも恵まれ3千社に及ぶ神社の総本山に成長したと考えられる。

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。事前の参加連絡不要。例会で発表される場合には、資料25部を用意ください。

## 例会の予定

### ■ 例会の予定

- 1 日時 7月12日(日)13時半～(第1集会室)
- 2 場所 名古屋市市政資料館  
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円 (会員は不要)
- 4 交通機関  
(1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分  
(2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分  
(3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分  
(4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分  
(5) 市バス「市役所」、東徒歩8分
- 5 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

### ■ 来月以降の例会

8月9日、9月13日、10月11日  
7月例会は総会を同時開催します。

## 会員の投稿について

### ■ 会報誌への投稿 (編集担当：石田)

furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp

### ■ 投稿締切り日 7月24日(金)